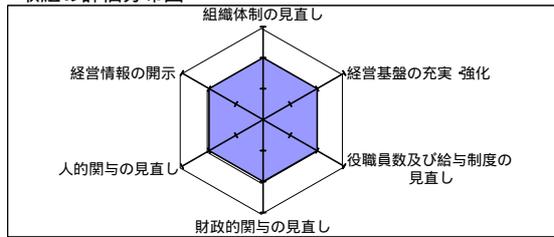


出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している。
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している。
役員員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している。
財政的関与の見直し	ある程度達成している。
人的関与の見直し	ある程度達成している。
経営情報の開示	ある程度達成している。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評価：ある程度達成している。】

・財団事業は、これまで実質的に県が主導して運営してきた。財団の事務局も県庁の廃棄物対策課内にあり、県職員が兼務して執行してきた。したがって、県財政が厳しいからといって県の関与を薄めるといった状況下にはない。なお、プロパー職員の資質向上については、今後も前向きに取り組む。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評価：ある程度達成している。】

・支出面でウエイトの高い燃料費削減については、運転管理の徹底とRPF燃料吹込み方式の導入等により17年度は前年度比25%燃費効率を改善した。
 ・17年度に処理過程で発生する2種類の残さ物の有効利用（スラグはアスファルト骨材として、また溶融飛灰は設備改造により処理方法を変更し有価金属回収等）に目処が立ったことから所謂ゼロエミッションを達成した。
 ・17年度末に地元との覚書を見直し、中・南予の地方自治体からの廃棄物も搬入可能となったことから、18年度は廃棄物処理量の確保に一層努力する。

(3) 役員員数及び給与制度の見直し

【評価：ある程度達成している。】

・理事は全員無報酬であるが、理事の構成は平成5年の財団設立当初からほとんど変わっていないため、18年度末の理事改選時（2年に1回）には、財団機能が高められるよう実態に即した人選を行い理事の入替えを行う。
 ・給与制度は県職員に準じた制度としているが、経営状況を反映し、運用面の遅れがあり、厳しい給与実態となっている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

【評価：ある程度達成している。】

・現在の補助金制度と貸付金制度は17年度の当初予算作成時に体系化したばかりであるため、県の財政的関与を見直す時期には無いが、今後は周辺環境の状況変化を睨みながら適宜計画の見直しを行う。

(2) 人的関与の見直し

【評価：ある程度達成している。】

・財団事業はこれまで実質的に県が主導して推進してきたことから、現在の厳しい経営状況下で県が人的関与を縮小することは、事業の共同経営者である市町に不安感や不信感を与えることとなるため好ましいことではない。
 ・東予事業所の所長にはこれまで県のOBが就任しているが、次回採用時にあたっては、県OBに限定することなく経営感覚に優れた人材を登用し、理事に加えることも検討する。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価：ある程度達成している。】

・「財団法人愛媛県廃棄物処理センターの情報公開に関する要綱」を制定し、平成18年4月1日施行した。
 ・財団独自のホームページ開設については、引き続き検討する。

4 総合的評価

当財団の焼却・溶融施設は平成12年1月から稼働しているが、厳しい経営状況が続いているため平成15年度に「経営安定化検討会」を設置し、各種改善策を打ち出すとともに県の包括外部監査を受けた。また、17年度から県の建設費償還金補助を受けるに際しては16年度に事業計画全体を見直し、さらに17年度には今後のセンター事業のあり方を弁護士にも相談したうえでとりまとめたところである。財団をとりまく環境は厳しいものがあるが、今後もあらゆる角度から事業全般を見つめ直して経営体質の強化を図り、経営の安定化に努めたい。